

【 黒潮町営住宅入居者募集要領 】

1. 場 所 黒潮町佐賀 3 1 0 5 番地 1 【横浜団地 A 棟】
 2. 種 別 公営住宅 中層耐火構造 3 階建 (3 D K)
 3. 募集戸数 一般世帯用 1 戸 2 階 2 0 1 号
 4. 家 賃 応能応益とし、所得額により異なります。※別途共益費等がかかります。
(令和 7 年度 : 1 2 , 4 0 0 円 から 2 4 , 4 0 0 円 まで)
※「応能応益」とは、入居者の収入 (応能) と、住宅の規模・立地等 (応益) により家賃が設定されることを言います。
 5. 敷 金 家賃の 3 カ月分
 6. 入居資格 下記要件に該当する方
 - (1) 世帯の所得が、次のイ、ロに掲げる金額を超えないこと。
 - (イ) 下記 (ロ) 以外の世帯については、1 5 8 , 0 0 0 円。
 - (ロ) 下記①から⑦に該当する世帯については、2 1 4 , 0 0 0 円。
 - ①入居者又は同居者が障がい者である場合。(障がいの程度の基準あり)
 - ②入居者又は同居者に戦傷病者特別援護法による戦傷病者手帳の交付を受けている方がいる場合。(障がいの程度の基準あり)
 - ③入居者又は同居者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による認定を受けている方がいる場合。(基準あり)
 - ④入居者又は同居者に海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない方がいる場合。
 - ⑤入居者又は同居者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律に規定するハンセン病療養所入所者等がある場合。
 - ⑥入居者が 6 0 歳以上の方であり、かつ同居者がいる場合は、同居者のいずれもが 6 0 歳以上又は 1 8 歳未満の方である場合。
※年齢については申込年の 4 月 1 日時点。
 - ⑦同居者に小学校就学に達するまでの方がいる場合。
 - (2) 現に住宅に困窮していることが明らかな方。
 - (3) 税及び水道料等を滞納していないこと。
- ※①、②、③に該当する世帯の方は、それぞれ細かな基準がありますので、詳細については、お問い合わせください。
- ※所得については、入居申込者及び同居親族の過去 1 年間の総所得金額から扶養親族 1 人につき 3 8 0 , 0 0 0 円、及びその他の控除額の控除後の金額を 1 2 で除した月額。
- ※申込者本人または同居しようとする方が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
7. 入居者の選考方法 黒潮町営住宅入居者選考基準に準ずる。
8. 入居開始時期 令和 7 年 11 月上旬予定

9. 入居許可申請書の配布及び受付場所

黒潮町役場 本庁 まちづくり課 住宅係

電話：(0880) 4 3 - 2 1 1 5

〃 佐賀支所 建設課 土木係

電話：(0880) 5 5 - 3 7 0 0

10. 申込受付期間

令和7年9月16日（火）～ 令和7年9月30日（火）まで

但し、土曜日・日曜日・祝日を除く。

上記期間の 午前8時30分～午後5時15分 まで（正午から午後1時までを除く）

※申請書は事前にお渡しできますが、受付は上記期間内となります。

※今回の募集において応募者がなかった場合、令和7年10月1日（水）から
先着順で申し込みを受け付けします。

11. 申込方法

『町営住宅入居申込書』1部及び住民票、所得証明書、納税証明書、水道料・保育料等に滞納が無いことを証明する書類、その他必要な書類

※詳しくは、別紙『申込に必要な書類』をご確認ください。

12. その他

- (1) 手続きの詳細については、下記にお問い合わせください。
- (2) 申込みにあたっては入居申請者（代理人の場合は委任状が必要です）が、直接お越しください。郵送等による申込は受付いたしません。
- (3) 1回の公募につき、一の世帯は複数の申込をすることができません。
- (4) 入居決定後に誓約書をご提出いただきます。その際に緊急連絡先の届け出をお願いします。（誓約書については、入居決定後に改めてご連絡します。）
- (5) 町営住宅でテレビの視聴をされる際は、黒潮町光ネットワークに加入をお願いしています。視聴される場合は月額使用料のお支払いが必要です。
なお、光ネットを利用したインターネットを使用する場合は、別途費用がかかります。

選考は黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例により次のとおり行います。

- 町長は、入居申込者の数が入居させるべき町営住宅の戸数を超えるときは、申請書に基づき住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から順に入居者を決定します。
- 住宅に困窮する度合いの判定の基準は、町長が黒潮町営住宅入居者選考委員会の意見を聴いて決定をします。
- 住宅に困窮する度合いの順位の定め難い入居申込者については、公開抽選によりその順位を決定する場合があります。
- 入居可否の結果は申込者全員に通知いたしますが、選考内容はプライバシーに関する問題の為、お知らせすることができません。

【 お問い合わせ 】

■ 黒潮町役場 本庁 まちづくり課 住宅係

電話：(0880) 4 3 - 2 1 1 5

■ 〃 佐賀支所 建設課 土木係

電話：(0880) 5 5 - 3 7 0 0

[illegible]

住宅に困窮している状況及び住宅を必要とする理由	住宅の持主	自己所有・親族所有・共同所有・他人所有 (アパート・借家)				住宅の構造	木造・鉄骨・ブロック・鉄筋			
	貸主及び家賃	氏名			住所					
	住宅の種類	普通住宅(1戸建て・長屋建て)・アパート・住宅でない建物()・その他()								
	住宅の使用状況	民営借家・社宅・会社等寮・官公舎・公営住宅・その他()								
		面積	m ²	居室数	畳室	畳室	畳室			
水道		専用・共用		炊事場	専用・共用	便所	専用・共用			
住宅困窮理由	1	住宅以外の建物又は場所に居住している。						住宅困窮理由の詳細		
	2	保安上危険又は衛生上有害な状態にある住宅に居住している。								
	3	他人の世帯と同居し著しく生活上不便を受けている。								
	4	住宅がないため親族と同居することができない。								
	5	住宅が狭く世帯人員が多過ぎて過密居住である。								
	6	間取りと世帯構成との関係から衛生上有害又は風教上不適当な状況である。								
	7	正当な理由による立ち退き(裁判所の判決・官公庁の命令・その他)の要求を受けて立ち退き先がない。								
	8	住宅がないため勤務場所から著しく遠い地に居住している。 (自宅から勤務先まで所要時間 時間 分)								
	9	収入に比べて著しく高い家賃を支払っている。								
	10	住宅がないため結婚できない。								
	11	その他住宅に困っている。								
所得源泉徴収票添付欄	ふりがな氏名				勤続年数	年	職種			
	過去1年間の給与支払総額(税及び一時金を含む。)	年1月		年4月		年7月		年10月		
		年2月		年5月		年8月		年11月		
		年3月		年6月		年9月		年12月		
		賞与		賞与		賞与		賞与		
	所得税法上の同一生計配偶者の有無	有	無	所得税法上の扶養親族の氏名			合計			
	上記の者は、 年 月 日から当社に勤務し、記載事項に相違ありません。									
	勤務先 名称 所在地 電話番号 給与支払者氏名									
	ふりがな氏名				勤続年数	年	職種			
	過去1年間の給与支払総額(税及び一時金を含む。)	年1月		年4月		年7月		年10月		
年2月			年5月		年8月		年11月			
年3月			年6月		年9月		年12月			
賞与			賞与		賞与		賞与			
所得税法上の同一生計配偶者の有無	有	無	所得税法上の扶養親族の氏名			合計				
上記の者は、 年 月 日から当社に勤務し、記載事項に相違ありません。										
勤務先 名称 所在地 電話番号 給与支払者氏名										

給与所得以外の所得

ふりがな 氏名					事業開始 年 月 日	年 月 日			事業の 内 容		
過去1年間の総収入額 (所得税法に基づく必要経費を含む。)	年1月		年4月		年7月		年10月				
	年2月		年5月		年8月		年11月				
	年3月		年6月		年9月		年12月				
所得税法に基づく必要経費額							合 計				
生活保護等							合 計				

※
収入認定額
(計算欄)

(年間所得額-扶養控除額)÷12月 = 認定額
(-)÷12月 = 円

現住所付近の見取図

N
↑
+

現住所の平面図

※ 審 査	決 定		審 査 事 項			
	書類審査	適格・不適格	調 査 年 月 日	年 月 日	調査員・氏名	印
	委員会意見	適格・不適格	調査実施場所	自宅・隣家・勤務先・その他		面接者
	決定条件		調 査 項 目			調 査 の 実 態
	実態調査の意見 入居資格の有無の判断 有・無		申 請 書 記 載 の 家 族 構 成 確 認			
			申 請 書 記 載 の 収 入 を 得 て い る 者 の 確 認			
			申 請 書 記 載 の 収 入 額 の 確 認			
			申 請 書 記 載 の 申 請 理 由 の 確 認			
			建 物 破 損 度			大破・中破・小破・無
			そ の 他			

- 注1 町営住宅入居者募集案内をよく読んだ上で記入してください。
- 2 この申請書は、ボールペンで正確に読みやすく記入してください。
- 3 該当する欄に記入し、又は○印を付けてください。※印欄は、記入しないでください。
- 4 「構造」欄は、高層、中層又は簡二のいずれかで1団地のみです(1世帯で2戸以上申し込むことはできません。)。
- 5 「別居している所得税法上の扶養親族」欄の「摘要」は、所得税法上の老年者、寡婦、寡夫、障害者、特別障害者等の別を記載してください。
- 6 「住宅に困窮している状況及び住宅を必要とする理由」欄の「住宅困窮理由」は、該当する理由の番号に○印を付け、当該理由が2、7、9又は10であるときは、当該理由を証明する書類を添えてください。
- 7 「給与所得」欄及び「給与所得以外の所得」欄の所得額は、古い月から順に欄を縦に使用し、一時金(賞与等)については、該当する年月の欄に通常の給与とは別に2段書にしてください。
- 8 「給与所得以外の所得」欄の「所得税法に基づく必要経費額」は、内容を証明することができる内訳書を別に添えてください。
- 9 「現住所付近の見取図」欄は、実態調査のため必要ですので、分かりやすく(目印となる建物等を示して)正確に記入してください。
- 10 「現住所の平面図」欄は、現在居住している住宅の間取り(台所、押入、便所、窓、壁等)を記載し、アパートのときは、専用部分のみ記載してください。
- 11 次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 申込者及び当該申請者と現に同居し、又は同居しようとする者の住民票の写し
 - (2) 8に掲げるほか、所得証明書その他所得の額を証明する書類
 - (3) 同意書(別紙)
 - (4) その他町長が必要と認める書類

■ 申込に必要な書類

必
須

該
当
す
る
場
合
に
ご
用
意
く
だ
さ
い

(1) 町営住宅入居申込書

- ・別紙の「住宅困窮理由」には、両親・親族の住居に住めないかどうかについても必ず記載し、別紙の「同意書」には記名・押印をお願いします。

(2) 住民票

- ・続柄、本籍等を省略していないもので、入居しない家族も含め現在同居中の家族全員のものがが必要です。(婚約者も同様です)
別居中の方で入居時同居する親族がある場合は、親族関係を証明できる戸籍、又は住民票が必要です。

(3) 所得証明書 ※申請時点で最新の所得証明書

- ・1月1日現在に住民登録をしている市町村で発行しています。
(認印と手数料が必要です)
- ・入居しようとする方で、児童・生徒及び学生を除く全員の所得証明書が必要です。(扶養親族等省略していないもの)
- ・収入がない場合も必要です。

(4) 納税証明書(税を滞納していないことがわかる証明書)

- ・本庁住民課、佐賀支所地域住民課で発行しています。
(認印と手数料が必要です)
- ・入居しようとするもので、課税対象者全員の分が必要です。

(5) 水道料金納付証明書、保育料金納付証明書、介護保険料納付証明書、住宅新築資金納付証明書、奨学資金等納付証明書

- ・所定の用紙にて、本庁まちづくり課、佐賀支所建設課で証明を受けてください。
(認印と手数料が必要です)

(6) 身体障害者手帳

- ・身体障がい者の方については、手帳を提示してください。

(7) 家賃領収書

- ・借家にお住まいの方は、直近6カ月分の領収書を提出してください。

(8) 婚約者の証明

- ・親類等による婚約予定の証明書(様式は自由です)、結婚式場の予約証明書等の写しのいずれか

(9) 勤務先の収入証明

- ・令和7年1月2日以降、申請時点までの間に勤務先を変更された方は、現在の勤務先から支給された給与の明細を申請書に記入し、勤務先の証明印を押印してください。

(10) 公的年金の支給額が分かる書類

- ・令和6年から公的年金を支給されている方については、令和6年分の支給額が分かる書類。

(11) 離職票または雇用保険受給資格者証

- ・令和6年12月31日まで給与所得者で、申請時点で離職されている方は提出してください。

(12) 申込書中の「住宅困窮理由」が1、2、5、7、9、10に該当する場合は、その理由を証明する書類を添付してください。添付がないと理由になりません。

(1, 2, 5に該当される方は、現在の状況が確認できる写真を必ず添付してください)

(13) その他

- ・必要に応じ上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。

■所得要件について

募集要領の『6. 入居資格』にある所得要件は下記のとおりになります。

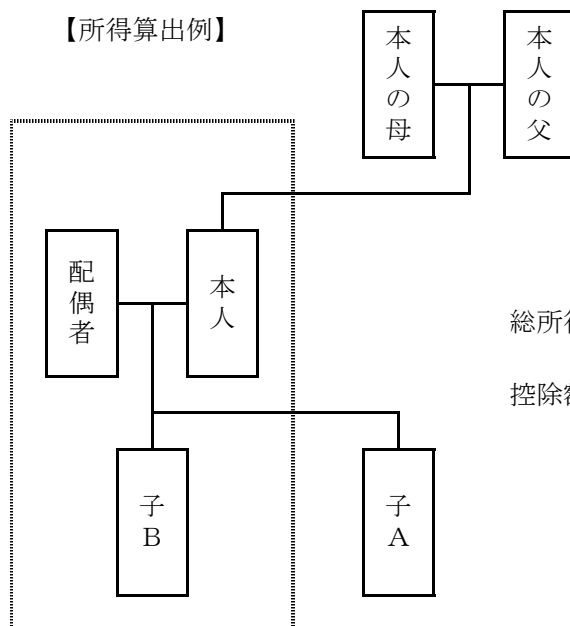
(入居申請者および同居者の総所得金額－控除額合計金額) ÷ 12 = 158,000円以下であること。

※要件に該当する場合は214,000円以下になります。

- ・所得については、所得証明から算定します。ただし、年の途中で就職等された方は、毎月の平均収入から1年間の推定所得を算定します。また、裏面の(9)～(11)に該当する場合は該当する書類等に基づき所得を算定します。
- ・控除額については、下記の表から該当するものを計算します。

控除の種類	控除金額	控 除 の 内 容
親族控除	380,000	同居者、控除対象配偶者、扶養親族
基礎控除	100,000	給与所得または公的年金等に係る雑所得をあるとき
老人扶養控除	100,000	老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいるとき (70歳以上)
特定扶養控除	250,000	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の方がいるとき
障害者控除	270,000	本人、同居者、控除対象配偶者、扶養親族に障がい者がいるとき
特別障害者控除	400,000	本人、同居者、控除対象配偶者、扶養親族に特別障がい者がいるとき
寡婦控除	270,000	本人または同居者で次のすべてに該当するとき ア. 夫と離婚してから婚姻をしていない イ. 扶養家族をい ウ. 事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる方がいない エ. 所得金額が500万円以下である ※所得金額が27万円未満のときはその額を控除
ひとり親控除	350,000	本人または同居者で次のすべてに該当するとき ア. 夫または妻と死別もしくは離婚してから婚姻をしていないか、 夫または妻の生死が不明である イ. 生計を一にする子がいる ウ. 所得金額が500万円以下である ※所得金額が35万円未満のときはその額を控除

【所得算出例】



- ・本人、配偶者、子Bは同居しており本人が入居の申請をするものとする。(点線内)
- ・本人の所得は300万円、配偶者の所得は100万円とする。子Bに所得はない。
- ・本人は本人の父、母、子A、Bを扶養しており父は75歳、母は障がいがあり(障害者手帳3級)子Aは20歳である。

総所得金額・・・300万円＋100万円＝400万円

控除額合計金額・・・親族控除38万円×5人＝190万円
 基礎控除10万円×2人＝20万円
 老人扶養控除10万円×1人＝10万円
 障害者控除27万円×1人＝27万円
 特定扶養控除25万円×1人＝25万円
控除額合計272万円

(400万円－272万円) ÷ 12ヵ月 ≒ 106,666円
 (158,000円以下となり所得要件に該当。)

別 紙

【住宅困窮理由】

※ 審査会での判断資料となりますので、具体的に詳しく記入してください。

※ 両親・親族の住居に住めない理由を必ず記載してください。

[illegible]

水道、保育、介護、住宅新築資金、奨学資金、光ネット、給食費等納付証明申請書

黒潮町営住宅入居申請手続きに必要なため、下記の者の水道料金、保育料金、介護保険料金、住宅新築資金、奨学資金、光ネット使用料、給食費等の納付について黒潮町役場本庁まちづくり課住宅係または佐賀支所建設課土木係が確認することに同意いたしますので、一括証明くださるようお願いします。

氏 名	住 所	生年月日

年 月 日

申請者住所

申請者氏名

(氏名は、自署又は記名押印)

水道、保育、介護、住宅新築資金、奨学資金、光ネット、給食費等納付証明書

上記の者について、納入すべき水道料金、保育料金、介護保険料金、住宅新築資金、奨学資金、光ネット使用料、給食費等の滞納がないことを証明します。

年 月 日

黒潮町長 松 本 敏 郎

委 任 状

1. 場 所

2. 種 別

3. 募集戸数 一般 1 戸

上記の黒潮町営住宅入居申請手続きについて、下記の者を代理人として定め、入居申請手続きに関する一切の権限を委任します。

年 月 日

申請者住所

申請者氏名

(氏名は、自署又は記名押印)

代理人住所

代理人氏名

(氏名は、自署又は記名押印)